

東京都北区赤羽イノベーション・インサイト条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和七年一月九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第一号

東京都北区赤羽イノベーションサイト条例の施行期日を定める規則
東京都北区赤羽イノベーションサイト条例（令和六年六月東京都北区条例第二十
一号）の施行期日は、令和七年一月三十一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月二十日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第二号

東京都北区立保育所条例施行規則の一部を改正する規則
東京都北区立保育所条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第十一号）の
一部を次のように改正する。

別表第二中

東京都北区立滝野川北保育園	三〇
---------------	----

を

東京都北区立滝野川北保育園	三〇
東京都北区立中里保育園	三〇

に改め、「滝野川北保育園」の下に

「中里保育園」を加える。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月二十四日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第三号

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を
改正する規則

東京都北区長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則（平成二十八
年三月東京都北区規則第十九号）の一部を次のように改正する。

題名中「委任及び」を削る。

第一条中「に委任し、又は教育委員会」を削る。

第二条を削り、第三条を第二条とし、第四条を第三条とする。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第四号

東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第四号）の一部を次のように改正する。

別記第二十五号様式から第二十七号様式まで、第二十九号様式、第三十号様式及び第三十三号様式中「㊦」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則別記第二十五号様式から第二十七号様式まで、第二十九号様式、第三十号様式及び第三十三号様式の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区浄化槽清掃、保守点検等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年一月二十九日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第五号

東京都北区浄化槽清掃、保守点検等に関する規則の一部を改正する規則
東京都北区浄化槽清掃、保守点検等に関する規則（平成十二年三月東京都北区規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記第十二号様式から第十四号様式までの規定中「五」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区浄化槽清掃、保守点検等に関する規則別記第十二号様式から第十四号様式までの規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができらる。